

令和4年度

業務概要

北海道立向陽学院

I 施設の概要

1 施設種別 児童自立支援施設

2 設置主体 北海道

3 設置目的

児童自立支援施設は児童福祉法第44条に規定する施設として、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等をする児童を入れさせ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的」として設置されている。

〔 児童自立支援施設は、都道府県に設置義務が課せられている。 〕

4 沿革

年 月	事 柄
昭和25年 3月	道立女子教護院設置が決まる
昭和26年 4月	北海道立向陽学院設置規則（北海道規則第85号）公布（25日）
6月	札幌市南区南の沢1844番地に施設整備（敷地面積160,525.94m ² ）、第1期工事において3寮舎（211.91m ² ×3）、炊事棟（99.09m ² ）完工
9月	開院式挙行（29日）
10月	3寮夫婦小舎制（すずらん寮・しらかば寮・はまなす寮） 児童定員45名で児童入院開始
昭和30年 9月	開院5周年誌発行
昭和41年 9月	創立15周年記念式典挙行
昭和41年 7月	三つの誓い制定
昭和44年 9月	院章制定
昭和46年 9月	創立20周年記念式典挙行
昭和54年 6月	学院小鳥の村愛鳥活動により「北海道社会貢献賞」受賞
昭和56年 9月	開院30周年誌発行
昭和58年 2月	北海道知事より「愛鳥モデル校」指定
昭和60年 5月	愛鳥活動により「環境庁自然保護局長賞」受賞
昭和61年 9月	開院35周年誌発行
昭和62年 3月	札幌郡広島町字西の里1015番地に移転改築（現：北広島市字西の里1015番地） に土地購入・実施計画完了
平成元年 6月	学院移転 4寮夫婦小舎制（すずらん寮・しらかば寮・はまなす寮・あじさい寮） 児童定員48名となる
平成元年 7月	開院式挙行
平成10年 2月	愛鳥活動に対し、北広島市教育委員会より「善行をたたえて」受賞
平成10年 4月	児童福祉法改正に伴い施設種別が「教護院」から「児童自立支援施設」に変更
平成14年 3月	創立50周年誌発行

平成21年 4月	学院内に併設校として北広島市立西の里中学校陽香分校及び北広島市立西の里小学校陽香分教室が設置される
平成23年 4月 9月	併設校の北広島市立西の里小学校陽香分教室が同校陽香分校となる 創立60周年記念式典挙行
平成24年 3月	創立60周年誌発行
令和 2年 3月	庁舎大規模改修暖房衛生設備工事、電気設備工事竣工

5 入所定員 48名（女子のみ）

6 敷地・施設・設備の状況

(1) 敷地面積 101,970.00 m²

陸上グランド 1面 (1周250m)

テニスコート 1面

農地 1,350 m²

果樹園 360 m²

(2) 規模及び構造

本館 1,377.00 m² 鉄筋コンクリート

屋内体育館 621.01 m² "

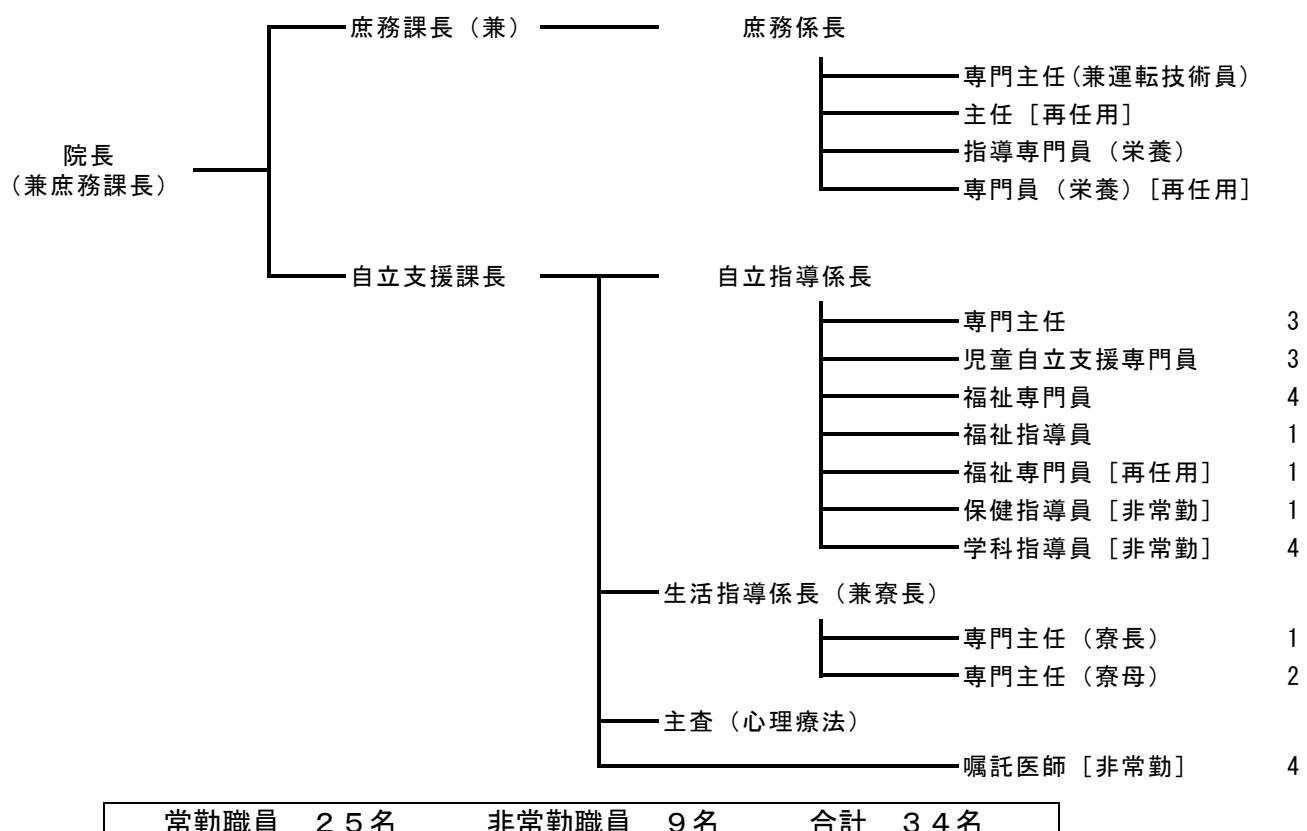
すずらん寮 299.86 m² "

はまなす寮 299.86 m² "

しらかば寮 299.86 m² "

あじさい寮 299.86 m² "

7 職員構成・組織図（令和4年4月1日現在）



Ⅱ 支 援 の 概 要

<基本理念>

- 児童は、その権利を擁護され、健康で文化的な生活、成長、適切な教育を保障される。
- 職員は、共生共育する大人として存在する。ケアワークの専門性を高め、自立支援の実践と研究を推進する。
- 施設は、地域社会の一員として存在し、地域社会へ貢献する。また、関係機関との連携や相互理解に努める。

<基本方針>

- (1) 子どもを権利行使の主体として、その人格を尊重し、合意と人とのかかわりを基本とした支援を実施する
- (2) 安全、安心な生活環境を提供し、回復を目指した支援、ライフサイクルを見通した継続的な支援を実施する
- (3) 学校教育との連携と協働
- (4) 家庭、関係機関との連携
- (5) 地域社会との連携と貢献

1 支援指針（概要）

(1) 生活支援

集団生活を基本として、異年齢の児童が互いに尊重しあう生活を送ることで、他者交流のルールとマナーを学べるようにする。また、生活の中で年齢や発達に見合った役割を担わせることで、基本的生活習慣や社会性を身につけることを目指す。

(2) 学習支援

基礎学力の修得のため、分校と連携し、落ち着いて学習に取り組める環境を作り、積極的に授業・学習に取り組めるよう働きかける。また、学習習慣を身につけるため、自主的に学習を進めることのできる時間、教材等の準備を進める。

中学校課程を修了した児童に対しては、独自のカリキュラムを編成し、生活学習や教養を基礎とし、希望により進学と就職の目的に合わせた授業を行う。

(3) 作業支援

環境整備活動を通して、自らの生活する環境の安全と安心について学ぶようにする。また、農作業をとおして、作物を育てる喜びや苦労を実感し、収穫の達成感を経験するとともに、食の安全についても考えられるようにする。

2 入所児童の状況（令和3年度実績）

＜概況＞

近年の入所児童の傾向として、非行および非行をなすおそれのある児童よりも、社会的養護における不適応や家庭内で虐待を受けてきた児童、発達障害を有する児童が増加している。そのため、児童が当院の集団生活に困難を抱える場合があり、個別的支援や心理的支援を必要とする児童が増加している。

令和3年度は、年度当初に7名が在籍。年度内の入所者は6名、退所者は4名だった。入所者数が最も多くなった3月には11名となった。

被虐待児、発達障害を有する児童は年度によって差異はあるものの、一定数を占めており、生活支援、学習支援等で個別対応を必要とするケースもあり、進路について検討が必要である。

表1：令和3年度に在籍した児童

区分	小学生				中学生				中卒生					計
	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒1	卒2	卒3	高1	高2	高3	
在籍児童数	0	1	3	1	1	3	3	1	0	0	0	0	0	13

小学生5名、中学生7名、中卒生1名であった。

表2：令和3年度中の入退所の状況

区分	小学生				中学生				中卒生					計
	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒1	卒2	卒3	高1	高2	高3	
入所児童数	0	0	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	6
退所児童数	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	4

入所は小学生が全体の約5割を占めている。

表3：令和3年度中で最も在籍者数の多いときの状況

区分	小学生				中学生				中卒生					計
	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒1	卒2	卒3	高1	高2	高3	
在籍児童数 (3月)	0	1	3	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	11

令和3年度に最も在籍数が多くなったのは、3月の11名であった。入所年齢は9歳から16歳までと幅広く、小学生の在籍は常態化している。

表4－1：過去5年間の入所児童の推移

年度	入所児童数	退所児童数	退所先			初日在籍平均人数	入所時平均年齢	退所時平均年齢
			家庭	施設	その他			
29	11	22	8	11	3	22.8	13.1	14.7
30	12	10	2	4	4	11.2	13.0	14.3
R1	12	17	9	8	0	15.7	13.6	14.4
R2	9	11	5	5	1	11.6	12.6	14.0
R3	6	4	1	3	0	7.4	12.0	15.0

入所児童数は減少傾向にあり、令和3年度は平成29年度の約半数となった。過去5年間の入所時平均年齢は12.9歳、退所時平均年齢は14.5歳である。

表4－2：過去5年間の進路及び退所先の状況

年度	進路			退所先	
	普通高校進学	高等養護学校進学	その他	家庭	施設
29	1	2	0	0	3
30	2	0	0	1	1
R1	8	1	1	5	5
R2	1	3	1	2	3
R3	1	1	0	0	2

中学3年生と卒生が合算されているが、進学を希望する児童は全員が進学している。施設変更を前提に進学している児童がいることから、進路指導の際には児童相談所との連携が重要になっている。なお、当院では中学3年生の2学期以降に入所した児童については、卒生となって過年度進学等を目指すことが多い。

表4－3：被虐待児受け入れの状況（各年度中の入所児童）

年度	被虐待経験のある児童数 (実人数)	虐待加算 対象児童数	虐待の種類 (延べ件数)			
			身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト
29	7	6	5	6	2	3
30	7	5	4	6	0	3
R1	9	7	1	3	0	5
R2	9	8	6	3	2	2
R3	4	2	1	1	1	1

年度により差異はあるが、虐待経験のある児童はかなりの割合を占めている。入所後に児童から被虐待経験が開示される場合がある。

表4－4：障害を有する児童の受け入れ状況

年度	発達障害圏	知的障害	延べ人数
29	10	2	12
30	14	0	14
R1	8	0	8
R2	9	0	9
R3	4	0	3

※発達障害圏：DSM-Vによる、自閉スペクトラム症、注意欠陥・多動症の診断がある児童。

入所時に医学診断を受けている児童のほか、当院の児童精神科嘱託医により発達障害が疑われ、受診および診断に至る児童もいる。精神科に通院し投薬治療中の児童は年々増加傾向にある。

また、表4-3にあるように虐待の影響により、情緒面の安定のために個別支援を必要とする児童も増加傾向にある。

3 令和4年度の重点目標

(1) 子どもの権利擁護をはかるために

入所児童が、安全かつ安心して生活できる環境を確保するため、「児童自立支援施設運営指針」を基本に支援を行う。

また、虐待や性被害の体験をした児童、発達障害を有する児童など個別の配慮を必要とする児童が増加していることから、知識や技術を向上させるための職員研修を行い、より専門的な支援につなげる。

生活の中で個別対応する際には同性職員を中心とした複数対応とする。

児童に対して、入所時に自らの課題について職員と共有し、取り組みや支援の状況を可視化することを心がける。

「児童の権利擁護」、「被措置児童虐待」の防止や「苦情解決のしくみ」及び「懲戒に係る権限の乱用禁止」について、入所時及び隨時児童に説明し、職員も共通に理解を深める。

(2) 感染症拡大防止に向けた取り組み

児童や職員、分校教職員のマスク着用、手洗いやうがい、アルコール消毒を日常的に行う。また、児童は朝夕の検温、職員は出勤前の検温を行う。来院者には、事前の健康チェック、検温、手指のアルコール消毒を依頼する。

なお、新型コロナワクチン予防接種については、児童及び保護者からの同意を得て、順次進めている。

(3) 児童支援の充実

平成24年度から児童福祉施設の整備及び運営に関する基準の改正により心理療法担当職員1名を配置し、精神科嘱託医を1名増員し2名で対応している。

児童の支援について、定期的な心理療法担当職員との面接や精神科受診の他に、児童と職員及び分校教職員が参加してのカンファレンス（応援ミーティング）を3ヶ月に1回行うことで、現在の支援の達成状況を共有する。

(4) 中卒生に対する支援の充実

学院では中学校課程を卒業後、学院に在籍する児童、もしくは中学校卒業後に入所した児童を中卒生として支援している。

次年度の高校進学を目指す児童については、主要5教科を中心とした授業を行い、入学選考試験に備えている。また、特別支援学校への進学を目指す児童については、体力作りや一般常識を身につける他に、入学試験に必要とされる学力・技能修得の授業を行う。

就職を目指す児童については、珠算電卓実務検定、ビジネス文書実務検定の授業を行い、資格取得を目指す。また、児童が労働を体験するために、協力機関との連携の下に職場実習を実施して、自立の促進を図る。

(5) 退所後支援の充実

退所する児童やその保護者に対しては、地域で開催される要保護児童地域対策協議会（児童福祉法第26条）へ参加し、スムーズな地域移行を図る。なお、退所後の支援（児童福祉法第44条）については「退所児童事後支援実施要綱」に則る。

(6) 交替寮導入に向けた取り組み

交替寮の導入に向けて職員研修を行い、交替寮担当職員の人材育成及び職員の資質向上を図る。

また、交替寮に用いる寮舎の環境整備を行い、開寮に備える。

(7) 関係機関との連携強化

児童の状況は、電話連絡や広報、通信等の送付により保護者や児童相談所等の関係機関に伝達し、「知ってもらう」、「参加してもらう」ように努める。

他にも、実習・研修や見学の受け入れを行う。

(8) 広報活動及び地域との連携強化

関係機関に対して事業概要、学院通信、作文集等を送付することにより、当学院の活動内容を広く紹介する。

また、町内会活動への参加や、地域の方を各種行事に招待するなどして、一層の理解と協力を得られるよう努める。また、広報等をホームページに掲載する。

(9) 学校教育との連携

平成21年度から学校教育（分校）が導入されている。個々の児童の学力や特性に合わせた授業を行い、施設職員も必要に応じてチーム・ティーチングに参加し、学習環境の整備・向上に協力する。

特別支援学級は小・中に設置されており、児童の状況に合わせた学習を行う。こうした取り組みにより、児童の基礎学力の向上が進み、高校や特別支援学校への進学（表4-2参照）が進んでいる。

また、教育活動の一環として行われる行事には、施設職員も積極的に参加する。さらに、体育大会や学院祭は施設と学校の共催で行い、それぞれが役割分担・協力して行う。

(10) 職員の資質向上

職員の資質の向上を図るために、計画的に職員研修を実施する。

〈参考：令和3年度の研修実績〉

ア 学院が企画した研修

- ・被措置児童虐待防止研修（4月）
- ・児童指導係研修（6月）
- ・心理研修（不定期）

イ 他の団体が企画した研修への参加 ※すべてリモート形式

- ・新任職員研修短期実習コース（8月）
- ・全国児童自立支援施設設長会議（12月）
- ・東北・北海道地区児童自立支援施設協議会職員研修会（12月）
- ・北海道児童相談所児童福祉司任用後研修会・現任研修会（12月・1月）
- ・北海道児童相談所一時保護職員研修会（1月）
- ・北海道児童養護施設等基幹的職員研修（2月）

(11) その他

社会福祉施設として、地域社会からの要請に応え、社会福祉に従事する物を育成する目的から、積極的に実習生を受け入れる。

ア 保育士実習（令和3年度実績）

- ・札幌大谷大学短期大学部 4名（令和4年度に延期）

イ 社会福祉士実習（令和3年度実績）

- ・北星学園大学 1名（2月）※リモート形式

北海道立向陽学院 業務概要

編集・発行 北海道立向陽学院

〒061-1102 北海道北広島市西の里1015番地

電話番号 011-375-3737

FAX 011-375-3770

発行 令和4年8月